

新聞摘要

(2006 年 1 月 16 日～3 月 20 日)

1 月 31 日 (星期二)

这一天，大阪高等裁判所针对中国残留孤儿提出的、要求国家进行赔偿的索赔上诉，展开了第一轮口头辩论。

2 月 3 日 (星期五)

厚生劳动省于 2 日，公布了对中国残留孤儿王善林先生以及一名居住在熊本市、声称王先生“或许是自己弟弟”的女性所作的遗传基因 (DNA) 鉴定 (于去年 11 月实施。敬请参照本刊第 25 期相同栏目) 之结果，即“鉴定结果显示二者并无姐弟关系”。因此，2005 年度所认定的 5 名孤儿中，可以说无一人得以判明出身 (自 1981 年开始实施访日调查以来，这种情况尚属首次)。



2 月 15 日 (星期三)

这天，东京地方裁判所宣布了对三名中国残留妇人提出的、要求国家赔偿的索赔诉讼审理结果。首席法官指出，国家所采取的措施不够充分，但这并不意味着国家具有须予赔偿的违法性，从而驳回了原告提出的起诉。对此原告方准备进行上诉。

ニュース記事から

(2006 年 1 月 16 日～3 月 20 日)

1 月 31 日 (火)

中国残留孤儿国家赔偿诉讼の控訴審第 1 回口頭弁論が 31 日、大阪高裁で開かれた。

2 月 3 日 (金)

厚生労働省は 2 日、中国残留孤儿王善林さんと「自分の弟ではないか」と名乗り出た熊本市の女性との DNA 鑑定 (昨年 11 月実施。本誌第 25 号の本欄参照) の結果について、「姉弟関係は認められない」とする鑑定結果を公表した。この結果、2005 年度に孤儿認定された 5 人について、身元判明者はゼロ (1981 年の訪日調査開始以来、初めてのケース) となった。

2 月 15 日 (水)

中国残留婦人 3 人が提訴していた国家賠償訴訟の判決が 15 日、東京地裁であった。裁判長は、国の対応の不十分さを指摘しつつも、国家賠償を認めるほどの違法性があったとはいえないとして、原告の請求を棄却した。原告側は控訴する方針。



3月18日（星期六）

据悉，由自民、公明两党组成的执政党课题小组，于 17 日正式开始探讨制定向每一位回国定居的中国残留邦人每月支給 13 万日元的“归国者老龄支給金”制度（以 60 岁以上者为对象）。同课题小组计划在对今后财源等问题进行具体协商之后，将此案提交议员立法审议通过。

3月20日（星期一）

为了提高居住在京都的外国人以及归国者的生活品质，“京都外国高龄者・残障者生活支援网络・モア”（简称“京都モア网”），于 20 日在京都市内举行了成立大会。据此，以往各自开展活动的各团体、以及医生、司法代书人、翻译等个人，得以携手合作，从而形成一扇面向多方开放的商谈窗口。同时此网络还将培育咨询商谈人员及开展宣传活动。由都道府县级设立的网络，这在全国乃属首例。



3月18日（土）

自民、公明の与党プロジェクトチームが、永住帰国した中国残留邦人1人当たり月13万円などを支給する「帰国者高齢給付金」制度（60歳以上の者が対象）の創設の検討に入ったことが17日、分かった。同チームは、今後財源などの問題を詰めた上で、議員立法による成立を目指す。



3月20日（月）

京都在住の外国人や帰国者の生活の向上を目的とした「京都外国人高齢者・障害者生活支援ネットワーク・モア」（略称「京都モアネット」）の設立総会が20日、京都市で開かれた。これまで個別に活動してきた様々な団体や医師、司法書士、通訳などの個人が連携し、幅広い相談窓口とする。また、相談員の育成や広報活動も行う。都道府県レベルでのネットワークは、全国で初めてという。